

(補論)

**上杉鷹山の藩政改革と金主たち～
米沢藩の借金・再生史**



加藤 国雄

はじめに

本書は、本論『上杉鷹山の藩政改革と金主たち～米沢藩の借金・再生史』（2021年6月刊）の補論である。本論出版後に郷里の歴史研究者の方々よりのご指摘を受けての再分析や、教たな情報にもとづく研究の成果を反映する。この過程で、郷里に関する歴史テーマを研究する醍醐味を感じた。

まず再分析したのは、本書「1832年金主リスト」（1832年に禄を与えていた75人の商人など）である。米沢藩史研究の第一人者である青木昭博氏（市立米沢図書館副館長）より、本リスト75人には多くの金主以外の者を含む、寺院へはお布施料などの給付を含むとのご指摘をいただいた。「1832年金主等リスト」とすべきだった。本論で引用した二次資料には、原史料に記載されている一部の属性や禄が抜けていたので、青木氏に紹介いただいた米沢古文書研究会の解説による原史料を再分析した。

その結果、本リストには寺院を含め金主とは見なさせない多彩な者を多く含むものの、与えた禄高の多さから見れば、金主のウエイトが圧倒的に多いことが確認できた。また新たに、徳川家の菩提寺・寛永寺も増上寺に次ぐ重要な金主であったことが分かった。

一方、米沢古文書研究会・高橋敬一会長には、多くのご指摘や新情報をいただいた。その過程で、鷹山改革初期の酒田・本間家の長期貸付は、本家から絶縁された本間・分家（本間宗久）によるものであり、その本間宗久が江戸に上り、上記・寛永寺の米沢藩への貸金に関わり「根岸の本間家」と呼ばれたことが分かった。そして鷹山は菫戸善政への直書で、「江戸（根岸）・本間」の復帰を喜んでいる。大きな発見だった。

また、米沢市上杉博物館・角屋由美子氏にも質問に答えていただいた。友人・渡部昭氏からは屋代郷の豪農に関する情報をいただいた。

以上による新たな知見を、以下に3つの「補論」として示す。

補論1（「1832年金主等リスト」再考）は、原史料『三摺一覽』に基づく再分析結果である。リスト中の「本間相模守」が本間宗久の子孫と知るきつか

けとなった。

補論2（根岸の本間家）は、本間宗久による米沢藩の借金についてである。本間宗久は、酒田にあって米沢藩の借金に応じた後、江戸・根岸（寛永寺に隣接）へ移り、寛永寺の財務に関わり、独自の金融事業を手掛けた。

補論3（鷹山の荳戸善政への1793年直書）は、鷹山改革第3期に入り3年目の1793年に、江戸・三谷家などの金利低減が実現し、酒田・本間家、越後・渡辺家による金融支援が成った時の鷹山直書の内容と背景を示す。その時の鷹山の心境や善政への思いが分かる。この中で、「江戸・本間」の復帰を喜んでいる。

最後に、本論の正誤表を示す。執筆最終段階で出版を急ぎ、校正が十分でなかったことをお詫びしたい。

本論に関しては、上杉家現当主・上杉邦憲氏（JAXA 名誉教授）をはじめ多くの方に、新たな視点からの上杉鷹山研究と評価していただいた。そして上述のように、ご指摘や新たな情報をいただき、本研究の伸び代を感じている。

本論およびこの補論は、説明内容の実証性を示すべく、出所を示した上で研究報告書風にまとめたが、今後は平易なかたちでまとめ世に問いたい。

2021年10月

加藤 国雄

e-mail ; k-katou@mti.biglobe.ne.jp

(追)本論及びこの補論は、以下の米沢有為会ホームページから覧いただける。

米沢有為会ホームページ>会員の広場>寄稿広場>寄稿論文

<目 次>

米沢藩年表	4
補論 1 「1832 年金主等リスト」再考	5
1 1832 年『三揖一覽』から分かる領外金主等	
2 寺院へ与えた禄の考察	
3 金主の占める割合	
補論 2 根岸の本間家	22
1 酒田時代の本間宗久	
2 「根岸の本間家」としての活動	
補論 3 鷹山の莅戸善政への 1793 年直書	35
1 鷹山改革第 3 期初期（1791～93 年）の金主たち	
2 鷹山 1793 年直書から分かること	
本論の正誤表	46

＜米沢藩年表＞

藩主	期	執行	藩政全般	借金関連
8代上杉重定	鷹山以前		1754 手伝い普請 1755 宝5の大飢饉	1750 半知（知行の1/2）借上げ開始（1822年まで） 1751 頃、三谷家が最大金主、後に商い利権を野挽家へ、三谷家離反 1754 三輪家・渡辺家のみ、手伝い普請借金に応ず 1755 以降、借金先全国に拡大、野挽家最大金主に
			1763 森平右衛門誅殺 1764 藩政返上寸前へ	
9代鷹山	改革第1期	竹俣当綱	1767 重宗隠居、鷹山家督大俟約令 1773 七家騒動 1775 三木百万本埴立計画着手 1781 竹俣当綱失脚	1767 三谷家と復縁 1773 借金20万両超、財政破綻状態 1774、75 金主へ債務軽減（債務放棄）要請、三谷ら多くの金主応ず
	第2期	志賀祐親	1782 天明の大飢饉 1784 鷹山隠居、治広家督 1787 出費半減策 1790 第2期改革破綻	1782 以降、借金再拡大 1786 金主への債務軽減（低利・永年化）、要請多くの金主応ず その後金主離反の中、三谷家3万両新規融資
10代治広	第3期	荻戸善政ら	1791 第3期改革（寛3の改革）；「16年の組立」スタート 1803 荻戸善政死去、子・政以へ 1812 治広隠居、斉定家督 1816 荻戸政以死去、子・政在へ 1822 鷹山死去 1823 約2倍の期間を要して「16年の組立」達成	1791 荻戸善政、越後・渡辺家訪問 1793 三谷ら新借の8%低利化に応ず。酒田・本間家へ低利・長期貸付に応じ、メインバンク化を約束 1794 荻戸善政、酒田・本間家訪問。渡辺家勧農金融資を開始 1795 以降、酒田・本間家多くの低利借金に応ず 1798 三谷家、新借の4%低利化に応ず 1802 本間家・渡辺家、本格的勧農金融資（2500両、期限18年）融資 1822 半知借上げから1/4借上げへ 1832 金主への禄支給続く（幕末まで）
	11代斉定			

補論 1

「1832 年金主等リスト」再考

本論で「1832 年金主リスト」中 75 名には金主以外も多く含むので、「金主等リスト」とするのが正しかった。本論の際に引用した資料は小村式編『近世関川郷史料 2』第 5 表「米沢藩の領外商人等一覧」だが、その原史料である『三揖一覧』に基づいて再分析する。小村編資料は複数タイプの禄がある場合は省略があること¹、原史料『三揖一覧』にはリスト人物の属性や禄目的が記載されている場合があることから、本論より詳細な分析ができた。

結論から言えば、75 名中には多くの金主ではない者を含むが、与えた禄高の多くは金主に対してのものであるので、本論での考察結果は大筋では変わらない。だが、米沢藩が禄を与えた多彩な領外者が浮かんでくる。

『三揖一覧』全体は、米沢藩が支給している領内外者への謝礼や役職手当などを一覧化したものであり、多くは領内者が占める。以下では、1832 年分の領外者について明細を解析する。

1 1832 年『三揖一覧』から分かる領外金主等

1) 領外金主等の明細と禄高

まず、1832 年『三揖一覧』の領外商人等の個別明細を以下に示す。江戸、上方、近隣の順に、名前、禄明細（知行取、扶持米取、金銀銭取）、左禄明細合計の知行換算石高（表では知行石、石未満で四捨五入）、『三揖一覧』など

¹ 小村編資料は、①個別商人等の属性が省略されている、②禄が知行、扶持高、金・銀・銭支給の複数に及ぶ場合すべてを反映していない。

から分かる属性の他、青木昭博氏（市立米沢図書館副館長）よりの情報などを含む。

禄は、知行、扶持、金銀銭などからなるが、比較のため知行高に換算した。知行換算石高の求め方は、本論同様、以下である。

① 知行 100 石 = 20 人扶持（1 人扶持 = 知行 5 石） = 実米 35 石 = 米 100 俵

② 知行 100 石 = 金 35 両 = 銀 25.1 枚（金 1 両 = 銀 60 匁、銀 1 枚 = 43 匁）

『三揖一覽』から分かる属性はゴシック太字で示した。マークは、寺院は■とし、寺院以外については、『上杉家御系譜』などから金主と分かる場合は○、金主と思われない場合は×とした。無印は金主か否か不明だが、多くは金主と思われる。

なお、小村編資料では「知行取、扶持米取、金銀銭支給等が併記してある場合は、左に掲げた順に優先」しすべての禄を含まないなどの理由で、本論で示した値（本論値）と知行換算石高が一致しない場合は「知行石」欄に本論値をカッコ内に示した。

<1832 年領外金主等詳細リスト（『三揖一覽』より）>

●江戸

名前	禄明細	知行石	属性（『三揖一覽』などより）
三谷三九郎	700 石、越年米 2 俵	702 (700)	○
三谷手代	25 人扶持ずつ、手代 2 名に対して計 50 人扶持	250 (125)	○ 「25 人ずつ」とあるので手代 2 名に対するものと判断
野挽甚兵衛	250 石 嫡子へ 20 人扶持	350 (250)	○
本間相模守	100 石	100	○ 上野宮様 （寛永寺）御家用、『上杉家御年譜』日光門主御家司・本間古作と同一人物と判断
小川平八	100 石	100	○
石井栄庵	10 俵	10	御沙汰書
小川喜兵衛	5 人扶持	25	× 廓如院 （重定妾・治広母）様御里元
難波屋与一右衛門	2 人扶持	10	× 仙寿院 （重定の子・畠山

				勝熙の室) 様御里元
伊勢屋久左衛門	3石6斗8升7合5勺	4 (15)	×	瑞昌院 (治広の室) 様御里元
水野三郎右衛門	50石 5人扶持	75	○	
深山伊兵衛	30人扶持	150		
野村儀右衛門	5人扶持	25	×	壹岸島御屋敷守
堤 弥三郎	5人扶持	25		
山本長兵衛	3人扶持 4石5斗	20 (15)		
屋根屋七兵衛	2人扶持	10		
高須屋甚兵衛	2石7斗	3		
鳥羽屋弥七	3人扶持	15		
荒井金三郎	3俵地代 4俵小揚	7 (3)	×	陸揚げ業者?
上州屋半兵衛	14俵	14		
薪屋茂兵衛	5石5斗	6		
鍵屋甚右衛門	3俵	3		
時計屋利右衛門	銀3枚	12		
千住問屋2人	金300疋	2	×	参勤交代御礼か
千住御本陣	金100疋	1	×	参勤交代御礼か
中田六右衛門	金300疋	2	×	飛脚宿
金智山宝蔵院	28俵① 9俵御盆料② 5両御月忌料③	51 (23)	■	上杉家菩提寺 ① 28石 ②+③23石
宝蔵院閑居	3人扶持① 6両3分御施餓鬼料②	34 (15)	■	①15石 ②19石
大雄山興禪寺	10俵半① 2両2分②銀6枚③ 9俵御盆料④ 6両3分御施餓鬼料⑤	70 (11)	■	上杉家菩提寺 ①+②+③42石 ③ +⑤28石
長栄山本門寺	銀1枚	4	■	4代綱憲の正室栄姫墓所
御宿坊埋境院	3両御扶持代	9	■ ×	
無量山 伝通院	500疋御月忌料 100疋回向料 銀2枚御施餓鬼料	12 (4)	■ ×	7代宗房正室、8代重定正室の墓所
同 下1人	1両	3	■	
禪河山東北寺	1俵御盆料 200疋御施餓鬼料	2 (1)	■ ×	

萬年山青松寺	銀 1 枚御盆料	4	■ ×	君夫人より
妙光山延寿院	7 俵日待料御祈願所	7	■ ×	
上野御宿坊福聚院	50 俵	50	■	
増上寺山内寮玄	200 俵	200	■ ○	
増上寺御宿坊浄運寺	15 俵	15	■	

●京都

茨木近江助	7 両 2 分 (銀) 3 匁	22 (21)	○	靈鑑寺 (歴代皇女が住職) 宮様御家用
山中又玄	3 両	9		
野村豊五郎	7 両 2 分	21		
寺田太兵衛	18 両	51		
小村 (森) 次右衛門	4 俵 6 両 2 分 (銀) 3 匁御用達	19 (4)	×	米沢藩京都屋敷の留守居

●大阪

佐藤庄左衛門	54 両	154		
--------	------	-----	--	--

●伊勢

蔵田太夫	6 両大々神楽料	17	×	伊勢神宮神官
一志太夫	銀 3 枚大々神楽料	12	×	同上

●奈良

中村右衛門	20 両 2 分	59		
-------	----------	----	--	--

●宇治

森本道賀	(銀) 202 匁 5 分	19 (580)		茶詰
------	---------------	-------------	--	----

●日光

御宿坊実教院	銀 2 枚	8	■	御宿坊
--------	-------	---	---	-----

●越後

下関 渡辺三左衛門	450 石	450	○	
下関 渡辺儀右衛門	15 人扶持	75	○	渡部→渡辺
上関 渡辺儀左衛門	140 石	140	○	
上関 問屋利左衛門	10 俵	10		
大山藤兵衛	20 俵	20		新潟御穀宿
喜多方伊助	3 俵 2 石	5 (32)	×	船御用宿

塩野町遠見番 2人	2人扶持	10	×	遠見番 岩船郡
与板 三輪権平	55人扶持	275 (250)	○	

●酒田

本間庄七郎	30人扶持	150	○	
本間仁四郎	10人扶持	50	○	
鏡屋惣右衛門	3俵	3	○	御穀宿
西野珉右衛門	3俵	3	○	

福島

手塚十右衛門	2人扶持	10	×	先邦（奉）
金沢弥五兵衛	10両	29	○	御穀宿

●最上

尾花沢 柴崎倉之助	15人扶持	75	○	豪商
大石田 戸田作兵衛	5人扶持	25	○	
大石田 村岡六右衛門	18俵	18	×	手船預かり
五百川 鈴木十三郎	80俵	80		
海野十蔵	12俵	12	×	左沢御陣屋
御陣屋御蔵守 1人	6俵	6	×	御陣屋御蔵守

●屋代郡

中和田 平主計	3人扶持	15		
船橋 黒田伴内	3人扶持	15		
長手 白石吉兵衛	3俵	3		
上和田 五郎右衛門	3俵	3		渡部五郎右衛門
亀岡 吉祥山大聖寺	100疋	1	■	亀岡文殊堂
阿久津 松翁山金蔵寺	100疋	1	■	安久津八幡宮

（出所）米沢古文書研究会の原史料解読をベースとする

屋代郡（郷）の4豪農

高島町在住の友人・渡部昭氏に上記屋代郡リスト（2寺院除く4人）を調べていただいた（黒田伴内家とは墓地在隣同士とのこと）。4人とも豪農だったようで、慶応元年分限帳に記載されているので江戸時代末期まで経済力を維持していたようだ。4人とも金主だった可能性は高い。

特に平主計（数衛）は、「和田村（現・高島町の一部）中和田の東方の地に居然としてあたかも城郭のごとく方1町余の広大な地面を宅地となせる富豪」

で困窮者救済にも熱心で米沢藩主より苗字帯刀を許された。²

2) 75 人の知行換算石高（旧分析との比較）

(1) 寺院以外と寺院

以上の 75 人の全体および寺院以外（60 人）と寺院（15 人）の知行換算石高合計は以下のとおりである。本論で示した旧分析結果も示す。

	人数	本分析		旧分析（本論）	
		知行換算石高	構成比	知行換算石高	構成比
全体	75 人	4255 石	100%	4433 石	100%
寺院以外	60 人	3785 石	89%	4079 石	92%
寺院	15 人	471 石	11%	354 石	8%

・旧分析にくらべ寺院の石高が増えているのは、複数件記載ある場合の禄高が反映されたためである。

・寺院以外については、三谷家手代を 1 名から 2 名としたこと、野挽家嫡子の扶持などが増加したが、旧分析・小村編資料の「宇治・森本道賀」の 200 兩 2 分（知行換算 580 石）を（銀）200 匁 2 分（知行換算 19 石）と改訂したため、知行換算石高は大きく減少した。全体で見ても、200 石弱減少している。森本道賀は『三掛一覽』には「茶詰」とあり、茶商人ではないかと思われる。

(2) 地域分布

75 人の地域分布は以下である。旧分析結果も示す。

地域	人数		本分析		旧分析（本論）	
	全体	うち寺院	知行換算石高	構成比	知行換算石高	構成比
合計	75 人	16 人	4255	100%	4433	100%
江戸	38 人	13 人	2381	56%	2009	45%
上方	10 人	0 人	383	13%	930	21%
近隣	27 人	3 人	1491	35%	1493	34%

・上記のように「奈良・森本道賀」分が大きく減少した分、上方の知行換算石高構成比は旧分析 21%から 13%へ大きく低下した。鷹山第 1 期改革の金主

² 『和田村誌』（大正 14 年）p. 225

への減債要請の際、竹俣当綱は上方へ出向いたが、本リストにない鴻池家や堺屋家などが禄を求めず減債に応じたと思われるので、上方出張の効果は大きかったのだろう。

- ・三谷家、野挽家や寺院の禄高が多く反映されたので、江戸の構成比 56%と過半を占める。
- ・近隣は旧分析 34%に対し 35%へとほぼ同じである。

3) 金主ではないと思われる者

『三揖一覧』に記される名前、地域、禄金額以外に添え書き（属性）がある場合は、それからその人物の素性が分かる場合が多い。以下、寺院以外を対象に、金主ではない、もしくはその可能性が低い者を①、②に列挙する。その場合は、上記「詳細リスト」の属性欄に×を入れている。

少額だが、金主以外にも多様な目的で録が支給されていたことが分かる。

① 藩主の母の実家など

- (江戸) 小川喜兵衛 (5人扶持) 廓如院 (重定妾・治広母) 里元
(江戸) 難波屋与一右衛門 (2人扶持) 仙寿院 (重定の子・畠山勝熙の室) 里元
(江戸) 伊勢屋久左衛門 (3石6斗余) 瑞昌院 (治広の室) 里元

② 米沢藩の業務を担った者など

藩士ではないが、領外で米沢藩業務などを担った者への謝礼として禄を与えたと思われる者は以下である。なお、御穀宿は金主の場合が多いので、×マークは入っていない。

- (江戸) 野村儀右衛門 (5人扶持) 米沢藩の浜屋敷 (蔵) 霊岸島御屋敷守
(江戸) 荒井金三郎 (3俵地代、4俵小揚) 禄名目から金主と見なせず
(江戸) 千住問屋 2人 (金 300疋) 参勤交代御礼か
(江戸) 千住御本陣 (金 100疋) 参勤交代御礼か
(京都) 小森次右衛門 (4俵 6両2分等) 米沢藩京都屋敷の留守居
(伊勢) 蔵田太夫 (6両大々神楽料) 伊勢神宮神官
(伊勢) 一志太夫 (銀 3枚大々神楽料) 伊勢神宮神官

上記2名に関して、『上杉家御年譜（鷹山公）』1767年7月7日に「勢州神官蔵田大夫」、6月29日に「勢州神官一志大夫」とある。

（越後）喜多方伊助（2石、3俵） 船御用宿

（越後）塩野町遠見番2人（2人扶持）

1797年異国船に対する岩船郡沿岸防備に伴う遠見番手当として。

（福嶋）手塚十右衛門（2人扶持） 先邦（奉）；米沢藩の出先か

（最上）村岡六右衛門（18俵）手船預かり

（最上）海野十蔵（12俵）左沢御陣屋

（最上）御陣屋御蔵守1人（6俵） 御陣屋御蔵守

最上地方の手船預かり者等に対する禄

最上地方の禄支給者が多いのは、米沢藩の蔵米の最上川輸送面で、鷹山改革第3期に入る頃に米の領外移出を解禁し、最上川上流輸送強化のため米沢藩の手船（小船）を増やし、最上川中流の最上地方・大石田河岸に預けたからである（本論 p. 183）。「そこで左沢（あてらざわ）の海野十蔵、大石田の村岡六右衛門、清水の小屋十右衛門など手船預かりの代償に扶持米を給したのである。それらの中には尾花沢の柴崎家なども含まれている。柴崎家はこの地域の豪商の1人であった。蔵米の販売について、酒田の本間家との結びつきを深めるとともに、最上川舟運の輸送と流通の掌握にも意を注いでいた（略）。」³

このように、上記3人（村岡、海野、御陣屋御蔵守）は手船預かりの代償としての扶持と考えられる。柴崎家は、金主としても禄を与えられた。『上杉家御年譜（治広公）』の1787年11月に「最上尾花沢の金主・柴崎弥左衛門に御借金賤利年賦お預かりの処、了承に付、月報15人扶持。同大石田の土屋作兵衛に同断に付、5人扶持成し下さる」とあり、12月には藩主・治広は両者と面会している⁴。柴崎家と土屋家は、鷹山改革第2期に金主に対して借金の

³ 横山昭男「東北の藩政改革と豪商」東北電力『白い国の詩』2004年10月号

⁴ 同様の理由で同時に、大石田・土屋作兵衛にも5人扶持を与え、治広が面会している。

低利化・永年賦化を要請した際に応じたことが分かる。5人扶持を得た土屋作兵衛は上記「75人金主等リスト」はないが、同リストには「大石田 戸田作兵衛 5人扶持」がある。姓は違うが、地名（大石田）、名前（作兵衛）、禄高（5人扶持）が一致するので、両者は同一と思われる。

以上金主ではない①、②の者 17人、知行換算石高；185石

寺院以外60人の知行換算石高3785石に占める上記①、②の者（金主ではないと判断される）は、人数比（28%）、石高比（5%）である。金主ではないと判断される者へ与えた禄のウエイトは5%と極めて小さい。

4）寺院関係と思われるケース

寺院以外60人中に寺院関係で金主と思われるケースが次の2つある。

（江戸）本間相模守（100石）上野宮様御家用

（京都）茨木近江助（7両2分他）靈鑑寺 宮様御家用

詳しくは以下である。

① 上野宮様（寛永寺）御家用・本間相模守

上野宮様とは、徳川家菩提寺・寛永寺を管掌する公家で、本間相模守はそのもとで差配する家用（家司）である。このことから、米沢藩は寛永寺より借金をしており、その見返りとして禄を与えたと判断される。その理由は次である。

上野宮様とは、上野東叡山・寛永寺、比叡山延暦寺、日光山万願寺（輪王寺）の山主を兼任した輪王寺宮（公家が就任）を指すので、『上杉家御年譜』に借金面で数度登場する「日光門主御家司・本間古作」と「上野宮様御家司・本間相模守」とは同家系と判断されるからである。

この本間相模守ないし本間古作は、酒田・本間家に由来しているが、それは次の補論2で詳述するとして、本間相模守へ与えた禄が100石であることから分かるように、徳川家の菩提寺・寛永寺が、同じ菩提寺・増上寺（200石相当）に次ぐ重要な金主であったと言える（次項参照）。ただ、この禄には寛永寺に対してではなく、本間家自体への禄も含むだろうことを次補論で示す。

堀江保蔵『徳川時代の寺社名目金』⁵に、「東叡山（寛永寺）の如きは（借主を）万石以上の大名に限っていた」とあり、これからも寛永寺が大名貸しを行っていたことが示される。同論文からは、池上本門寺も名目金貸付を行っていたことが示される。

② 京都霊鑑寺 宮様御家用・茨木近江助

京都の霊鑑寺は歴代皇女が住職を務める寺⁶で、茨木近江助はその宮様御家用（家司）と解釈できる。それに対し禄を与えているということは、上記・上野宮様御家司へ禄を与えるのと同じ主旨と考え、京都霊鑑寺は金主であったと判断される。

5) 寺院以外 60 人中の金主

上記「1832 年金主等リスト」には、「上杉家御年譜」などで金主とされる者、また本史料から金主と判断される上記 2 人（江戸・本間相模守、京都・茨木近江助）には○印、本史料から金主とは見なせない者には×印、その他を無印とした。表示名が寺院ではない 60 人について、金主区分（○、×、無印）別構成は以下のとおりである。

金主区分	人数	知行換算石高	構成比
○（金主）	17 人	2848 石	75%
無印（不明）	26 人	751 石	20%
×（非金主）	16 人	185 石	5%
合計	60 人	3784 石	100%

・金主と見なせる（○印）者は 60 人中 17 名だが、知行換算石高構成比では 75%と 3/4 を占めている。

・上述とおり、金主とは見なせない（×印）は 17 人だが、知行換算石高構成比では 5%にすぎない。

⁵ 京都帝都大学経済学会「経済論叢」第 27 巻第 6 号（昭和 3 年 12 月）

⁶ 1654 年、後水尾天皇の皇女を開祖として創建され、歴代皇女が住職を務めた尼門跡寺院（京都観光オフィシャルサイト・京都観光 Navi）

・残り（無印）は、名前、地名以外に筆者調査では情報がない者だが、26 人で、知行換算石高構成比は 20%を占める。多くは金主としての禄ではないかと想定される。

以上の考察から、米沢藩が 1832 年に寺院以外の者へ与えた禄の少なくとも 75%、大部分は金主に対するものと判断される。

2 寺院へ与えた禄の考察

米沢藩が寺院へ与えた禄は、借金への減債協力への見返りないし謝礼と、諸供養などへの謝礼の両面があった。詳しく見てみる。

1) 寺院別禄高の明細と集計結果

(1) 明細

下表は、寺院へ与えた禄の明細である。ただし、前で寺院以外とした中で寺院の見なせる次の 2 人を含める。

- ・江戸・本間相模守（100 石） → 寛永寺
- ・京都・茨木近江助（知行換算 22 石） → 靈鑑寺

江戸、江戸以外の順に示し、本院と支院は合わせ、知行換算石高の多い順に示した。

禄高は明細（禄支給名目を含む）を示した。禄支給名目が記載されていない分とされている分を合計している。

<米沢藩が寺院へ与えた禄高>

<江戸（本・支院合計、知行換算石高の多い順）>

寺院		禄高	知行換算石高	
増上寺	増上寺山内寮玄	200 俵	200 石	215 石
	御宿坊浄運寺	15 俵	15 石	
寛永寺	本間相模守	100 石	100 石	150 石
	上野御宿坊福聚院	50 俵	50 石	

宝蔵院	金智山宝蔵院	①28 俵 ②9 俵御盆料 ③5 両御月忌料	51 石 ① 28 石 ②+③23 石	85 石
	宝蔵院閑居	①3 人扶持 ②6 両 3 分御施餓鬼料	34 石 ①15 石 ②19 石	
大雄山興禅寺		①10 俵半 ② 2 両 2 分③銀 6 枚 ④9 俵御盆料 ⑤6 両 3 分御施餓鬼料	70 石 ①+②+③ 42 石 ④+⑤ 28 石	70 石
伝通院	無量山伝通院	500 疋御月忌料 100 疋回向料 銀 2 枚御施餓鬼料	12 石	15 石
	同 会下壺人	1 両	3 石	
本門寺	長栄山本門寺	銀 1 枚	4 石	13 石
	御宿坊 理境院	3 両御扶持代	9 石	
妙光山延寿院		7 俵日待料御祈願所	7 石	7 石
萬年山青松寺		銀 1 枚御盆料	4 石	4 石
禅河山東北寺		1 俵御盆料 200 疋御施餓鬼料	2 石	2 石
小計 9 寺院 (本・支院合わせ 1 院として)				562 石

江戸以外

地域	寺院	禄高	知行換算石高
京都	靈鑑寺 茨木近江助	7 両 2 分、(銀) 3 匁	22 石
日光	御宿坊実教院	銀 2 枚	8 石
屋代郡	亀岡 吉祥山大聖寺	100 疋	1 石
	阿久津 松翁山金蔵寺	100 疋	1 石
小計 4 寺院			31 石

(2) 集計結果から分かること

本院・支院をまとめ 1 つとすると、江戸 9 寺院、江戸以外 4 寺院となる。それらへの禄支給高を集計すれば、以下のとおりである。

	寺院数	知行換算石高	禄名目記載分
江戸	9	562石 (95%)	92石
江戸以外	4	31石 (5%)	—
合計	13	593石 (100%)	92石 (16%)

- ・寺院への知行換算石高は 593 石となり、全体 4255 石の 14%を占める。
- ・禄支給 13 寺院中、江戸は 9 寺院だが、禄高で見れば 562 石と 95%を占める。
- ・御盆料、御月忌料、御施餓鬼料、回向料、日待料など禄の支給名目が記載されている分は、江戸寺院のみで、合計 92 石である。この分は間違いなく金主としての支給ではない。寺院への支給禄合計の 16%、全体支給禄の 2%である。
- ・以上の寺院の中で、米沢藩の金主であったと史資料から確認できるには、徳川家の菩提寺である増上寺と寛永寺であり、本院と支院へ禄を支給している。その本院への禄を金主としてもものと考え、増上寺 200 俵 (200 石) と寛永寺・本間相模守への 100 石計、知行換算 300 石である。本門寺も、前述のように名目貸が確認されるので、金主としての禄を含む可能性はあるが禄高は少ない。
- ・以上から、寺院への禄 593 石は、92 石は寺院への供養などへの謝礼であり、300 石強は金主としての謝礼ある。つまり、寺院への禄の少なくとも半分強は金主としての禄であったと想定される。

2) 個々寺院の米沢藩との関係

上記の寺院について順に、米沢藩との因縁や関係を示す。青木昭博氏（市立米沢図書館副館長）よりの情報を含む。

① 増上寺

増上寺山内寮玄	200 俵 (200 石)
御宿坊浄運寺	15 俵 (15 石)
合計	215 石

本論で示したように、1775 年には増上寺よりの借金は 1 万 9800 両に積上がり、三谷家よりの低利新借りにより 6000 両を返済し、3800 両を捨て金（債権

放棄)、残り1万両を無利息20年譜となった。その後1786年には、残った古借4500両の無利息35年賦化と新借4350両の金利3%35年賦化を求めた。その後さらに低利化を求めたと思われる。

増上寺は徳川家の菩提寺の1つで、米沢藩主は江戸にいる期間はほぼ毎月のように参詣している。

② 寛永寺

上野宮様（寛永寺）御家司・本間相模守	100石
上野御宿坊福聚院	50俵（50石）
合計	150石

寛永寺も、徳川家の菩提寺の1つである。先に示したように、名目金貸出をしていたことは別資料から確認される。

次の補論2で詳しく述べるが、上野宮様（寛永寺）御家司・本間は、酒田・本間家の分家で、分家の酒田時代に米沢藩はそこから借金をしており、借金の減償に応じてもらっている。与えた禄100石には、その減償への礼としての分も含むと思われる。

③ 宝蔵院

金智山宝蔵院	28俵（28石）	51石
	9俵（9石）御盆料、5両（14石）御月忌料	
宝蔵院閑居	3人扶持（15石）	34石
	6両3分（19石）御施餓鬼料	
合計		85石

『上杉家御年譜』によれば、鷹山が家督後早々に参詣するなど藩主がしばしば参詣する、上杉家の重要な菩提寺であった。江戸における上杉家の菩提寺になかで最大の禄を得ている。東京都台東区清川に現存。

④ 大雄山興禅寺

10俵半 2両2分 銀6枚	42石	合計70石
9俵御盆料 6両3分御施餓鬼料	28石	

上杉家江戸の菩提寺、2代上杉定勝の嫡女が開基で1674年創建である⁷。東京都港区白金に現存。

⁷ 「猫の足あと」（東京都・首都圏の寺社情報サイト）他

以下に示す江戸の寺院は、禄内容や額より、米沢藩が借金していたとは考えにくい。あっても少額だったと思われる。

⑤ 伝通院

無量山 伝通院	500 疋御月忌料 100 疋回向料 銀 2 枚御施餓鬼料	12 石
同 会下老人	1 両	3 石
合計		15 石

⑥ 本門寺

長栄山本門寺	銀 1 枚	4 石
御宿坊 理境院	3 両御扶持代	9 石
合計		13 石

4 代綱憲の正室栄姫墓所。前述で本門寺は名目金貸出しを行っていたことが示される。

⑦ 妙光山延寿院

7 俵日待料御祈願所	7 石
------------	-----

当院ホームページによると、現在の東京都文京区指ヶ谷町に享保年間(1716 年～)に創立され、50 年前現在の東京都八王子市に移転。

⑧ 萬年山青松寺

銀 1 枚御盆料 (君夫人より)	4 石
------------------	-----

7 代宗房正室、8 代重定正室の墓所。東京都港区愛宕に現存。

⑨ 禪河山東北寺

1 俵御盆料 200 疋御施餓鬼料	2 石
----------------------	-----

東京都渋谷区広尾に現存し、Wikipedia によれば「米沢藩上杉家の墓所として知られる」。

以上 3 寺院へは、すべて祈祷など寺院への本来目的の禄である。

⑩ 京都 靈鑑寺 茨木近江助

7 両 2 分、(銀) 3 匁	22 石
-----------------	------

前述のように、京都の靈鑑寺は歴代皇女が住職を務める寺で、名目金貸しを行っていたと思われる。前述のように、家司・茨木近江助へ禄を与えていたことから、借金減債に対する見返りと想定した。

⑪ 日光御宿坊実教院

銀2枚	8石
-----	----

日光山万願寺（輪王寺）の宿坊への謝礼としての禄だろう。

⑫ 屋代郡 亀岡 吉祥山大聖寺（亀岡文殊堂）

100疋	1石
------	----

⑬ 屋代郡 阿久津 松翁山金蔵寺（安久津八幡宮）

100疋	1石
------	----

上記、2寺院に対しては、祭礼あるいは年始のあいさつとしての禄だろう。

3 金主の占める割合

冒頭に示した75人リストから、次を除くものを金主と見なして、与えていた禄高を集計する。つまり金主ではない者（×）と、増上寺本院、寛永寺本院（本間相模守）、京都靈巖寺（茨木近江助）以外の寺院。

以下に、与えた知行換算石高順に10位までを示した。江戸・三谷家は手代と合算、越後・渡辺家、酒田・本間家は本・分家を合算している。

<金主への知行換算石高（上位10名と全40金主合計）>

順位	地域	金主名	知行換算石高（実際の内訳）
1	江戸	三谷三九郎・手代2名	952石（700石、2俵、50人扶持）
2	越後	渡辺本家・2分家	665石
3	江戸	野挽甚兵衛	350石（250石、20人扶持）
4	越後	三輪権兵衛	275石（55人扶持）
5	江戸	増上寺山内寮主	200石（200俵）
以上、上位5名合計			2442石（65%）
5	酒田	本間庄七郎・仁四郎	200石（40人扶持）
7	大坂	佐藤庄左衛門	154石（54両）
8	江戸	深山伊兵衛	150石（30人扶持）
9	江戸	寛永寺・本間相模守	100石
9	江戸	小川平八	100石
以上、上位10名合計			3146石（84%）
全40金主合計			3745石（100%）

以下、本論と同様、与えた禄高が借金額にほぼ比例するとして解釈してみる。

- ・ 4大金主とした江戸・三谷家、越後・渡辺家、三輪家、酒田・本間家は上位 10 以内である。
- ・ 徳川家菩提寺である増上寺と寛永寺が上位 10 位以内である。寛永寺への禄は寺に対してより本間家に対する禄の意味合いがかなりあるものの、米沢藩の寺院金融への依存が高かったことは確かである。
- ・ 金主と推定される者は 40 人であり、合計禄高は 3745 石とリスト 75 人合計 4255 石の 88%であり、75 人に与えた禄の大部分は金主に対してあることが再確認される。
- ・ 金主と推定される 40 人への禄高（3745 石）に対して、上位 5 金主で 2442 石（65%）、上位 10 金主で 3146 石（84%）を占める。75 人すべてを金主として分析した本論に比べて、当然、上位金主に対する借金集中度が高い。

補論 2

根岸の本間家

本論では、米沢藩・鷹山改革第 1 期の酒田・本間家が減債に応じた 8000 両の借金を、3 代当主光丘の本間・本家によるものと当然のように考えたが、補論 1 の再分析の過程で、それは誤りで、分家の 2 代光寿の弟・本間宗久からのものと分かった。本論 p. 294 に「2 代光寿の時、その弟・宗久が米相場で財を増やした。そして、(略) 3 代光丘が、叔父の路線とは決別し、手堅い経営で家業を大きく発展させた」と記した、その「本間宗久」である。光丘が 3 代目を継いだのは 1754 年だが、「翌年宗久との間に不和が生じ、(宗久は) 義絶されて船場町に住んだ」⁸。つまり、本間宗久は 1755 年には本間家・本家とは絶縁状態となった。

本論では、鷹山改革第 1 期において金主が米沢藩よりの減債（債権放棄）に応じる中で、本間家の行動に一貫しないものを感じ、本間家の諸藩への貸付記録を示す大福帳記録『大帳類聚抄』の観察から本論 p. 305 に次のように記した。

「(産物担保とする短期貸付については) 1771 年から取引高が毎年あるが、もともと期限半年だった 1771 年の借入 1000 両を、借換えながら 1782 年まで少しずつ返済した結果である。1775 年から竹俣当綱の金主への減債交渉が本格化し、本間家は長期貸付 8000 両の減債には応じたようだが、この短期貸付に関して、無利息の時期はあったが元金軽減には応じていない。

この当時は、長期貸付は大福帳管理とは別で、恐らく当主の直轄管理だったのだろう。」

長期貸付が本間本家ではなく、絶縁状態にあった本間宗久家によるとする

⁸ 『新編庄内人名辞典』（1986 年）「本間宗久」より

と、短期貸付と長期貸付の態度が異なったのは合点がゆく。

さらに、『新編庄内人名辞典』によれば、本間宗久は絶縁から約 20 年後の 1774 年 58 歳のとき隠居、江戸に上って根岸に移り、上野寛永寺に出入りして輪王寺宮に仕えた。その結果、寛永寺の大名貸しに関与し、米沢藩への貸出にも関わったのだろう。それは、『上杉家御年譜』に日光門主（寛永寺も統治）御家司・本間古作が米沢藩の用立てに関わったとあることから裏付けられる。各論 1 での『三揖一覽』にある上野宮様（寛永寺）御家司・本間相模守は本間宗久の子孫と判断される。

以上のように、本間宗久は、酒田時代に本家とは別に米沢藩へ用立てをし、1774 年に江戸へ移ってからは寛永寺よりの米沢藩の借金へ関わったのである。以下この補論 2 では、後に「根岸の本間家」と呼ばれた本間分家の米沢藩との関係を追ってみる。

1 酒田時代の本間宗久

本間宗久が 1774 年、58 才で江戸へ移るまでの酒田時代の動きを追ってみる。生年は 1717 年で没は 1803 年 8 月 30 日で、3 代光丘より 15 才年上で、2 年長生きしている。幼名久作、別名「古作」ないし「小作」である。

1) 兄よりの宗久への経営代行

(1) 本家財産の約 2 割を相続

本間家 3 代目光丘が、本間家中興の祖とされ、主要金主として米沢藩を支援したことは本論で示したとおりである。光丘が家督する前の数年、光丘の叔父・宗久は 2 代光寿に委託され本間家を経営していた。

佐藤三郎『酒田の本間家』(p. 38～)によれば、その経緯は以下のとおりである。

2 代光寿は 1750 年、長男・光丘（友次郎）が 19 才になると、播州姫路の取引先、奈良屋へ見習い修行に出した。修行が終えるまでの間、光寿は 60 才となり体の衰えから、家事営業を弟ら 2 人に代行させ、特に末弟宗久に仕事

を託した。

さらに、1751年正月弟らに分配の財産の割合を定め、次のようにした。決算金額1270両のうち、250両を弟・宗久、100両ずつを光丘の弟3人に与え、残り720両を長男（嫡子）光丘へ譲り、その他の金銀、宗田に対しては、現在将来とも宗久に2割、8割を光丘に引継がせることにした。（以上、引用）

以上のように、宗久は本家財産の約2割を相続した上で、経営を代行することとなった。

（2）代行後の経営ぶり

同じく佐藤三郎『酒田の本間家』により、引用する。

「宗久は、兄から営業を託されると特異な感覚で商業を拡大し、酒田における大商人の地位を築きあげた。この経験は主として米相場の動きを見きわめるのに役立った。宗久が投機の神様といわれるまでになったのは、この時に得た経験だろう。

その頃特筆すべきものに“座頭（盲人）連判貸し”⁹というものを創始した。本間家は大名貸しや百姓、町民貸しで富をなしたが、そもそもの初めはこの座頭貸しにあったのかもしれない。当時どのくらい盲人がいたものか、座頭は按摩、針治療などやりながら高利の金を貸していた。彼にたいする資金を貸し与えたものだろう。」

宗久は、大坂の米相場の情報をいち早く入手していて相場で儲けたとされるなど、商才にたけていたようだ。

2）光丘との絶縁～久作事件

さらに、佐藤三郎『酒田の本間家』（p.46～）によれば、1753年に光丘が姫路より帰ってきた。翌74年8月2代光寿が63才で亡くなると、光丘は直ちに家督相続して3代となった。翌75年、光丘は宗久達の代行を解き、その意見

⁹ 『酒田市史』『本間家年表』1752年に「座頭連判貸創始」とある

を求めて従来の経営方針を改めた。そして、「久作（宗久の幼名）事件」となった。

この事件では、宗久管理の財産相続に当たって、銀 1375 貫強（銀 60 匁＝1 両として、2 万 2917 両強）を光丘に引渡し、宗久所有となるべき金 4312 両などを受領するとしたが、折合いがつかず問題となった。

光丘は、宗久が委託財産の外も流用している事実を見つけ、亡父光寿 1 周忌法要に当たり親族たちの調停により「議定書」を作り、宗久を完全に分離し分家した。（以上、引用）

3) その後の宗久の酒田時代

1756 年に、宗久は本家・光丘に絶縁されたが、経営代行した間に増殖した自己資金を有しての分家だった。

宗久は、その 18 年後隠居して 1774 年 58 才の時に江戸へ移るが、分家後それまでの 18 年間の動向を示す資料は少ない。

太名貸しへ参入

次に示すように、米沢藩への長期貸付は行っていた。その頃、本間・本家は米沢藩とは産物担保の短期貸付取引をしていたが、その後に比べれば活発ではなかった。

酒田の漢学者須田古龍『酒田聞人伝』では、草稿ながら、1764 年 2 月松山藩（庄内藩の支藩）財政政用掛となり、藩主酒井忠休の斡旋のよって事なき（財政打開）を得たとある¹⁰。

江戸、大坂で米相場取引に、大坂で成功し酒田へ戻る

1774 年に江戸へ移る前にも、江戸へ出て米相場に失敗した後大坂で再度挑戦し成功し「出羽の天狗」と称され酒田に戻ったとされる¹¹。

¹⁰ 米沢古文書研究会の質問に対する酒田市立光丘文庫、古典籍調査員小野寺雅昭氏の返答より

¹¹ Wikipedia「本間宗久」

このように、酒田時代の本間宗久は本家と絶縁後も資力をバックに商人や相場師として大名貸しを含む商売を積極的に行っていたようだ。

この商人として姿勢は、本家・光丘とは相いれなかったのだろう。そして、1774年江戸へ移住しても変わらなかっただろう。

4) 酒田時代の宗久と米沢藩

米沢藩との金融取引は次の3点が確認される。

(1) 米沢藩への長期貸付

『米沢藩御年譜』に初めて本間家が登場するのは、鷹山公の時で次である。「1772年2月11日、酒田・本間小作、累年財用調達の事御頼の処、今般も又調達出精するに付、御謝詞として御預所土肥左衛門派遣。綿15葉、塩雁2羽、脇差1腰賜う」

つまり、上杉鷹山家督5年後の1772年に、永年の借金要請に対して今般も応じてくれたので、お礼の品を贈った。本間小作は宗久の別名である。筆者は、「本間小作」が、後の『御年譜』に出てくる「日光宮御家司・本間小作」と同名なので、間違いではないかと思い、本論にそう書いたが、同一人物だったのである。

本間宗久の米沢藩への貸金は、いつ頃から始まったのだろうか。本論では、本間本家によると思い、鷹山家督後と想定したが（本論 p.76）、1756年に本家と絶縁した本間宗久からの借金となれば、1764年に松山藩を支援していたことから、重定時代からと考えるほうがその後の債権放棄が理解しやすい。

(2) 「農田稲虫」貸付

竹俣当綱『国政談』の「農田稲虫」の項に、本間小作が借金に応じたことが記されている¹²。「七家御仕置」と「立澤御刑戮」に挟まれた項にあるので、七家騒動が起り、首謀者・藁科立澤が処刑された1773年頃に当たる。

¹² 米沢古文書研究会・高橋敬一会長より教えていただいた。このことから本間小作が久作と判明

米沢藩が虫害により稲作不作で窮していた折、「酒田の本間小作江戸へ登る途中に当地に来たので竹俣宅に招き懇ろに頼んだところ、了承し 3000 両を借受けることになった」とある。

前の『御年賦』記載は 1772 年だから、その後も借金に応じたことになる。宗久が江戸に移るのは 1774 年だから、その途中だったとも考えられる。

(3) 1775 年減債協力

本論で、1775 年頃の米沢藩の減債（借金放棄）要請に対し、本間家は 8000 両の放棄に応じたとした。この「本間家」は分家・本間宗久だったわけである。この減債は、宗久が隠居して江戸へ移住するか、したばかりの時期にあたる。

宗久は、先の『御年譜』の記述からも、1773 年頃の 3000 両の例からも、鷹山家督の 1767 年以降に活発に貸出していたと理解できる。1775 年頃の 8000 両の借金放棄になぜ応じたのだろうか？同じく借金放棄に応じた江戸の三谷家・野挽家・小川家は、重宗時代から長い期間貸付けており、その間の利息で元金分は回収できていた（当時の最低大名貸し金利 1 割なら 10 年間以上）からと理解したが、宗久の場合は、鷹山時代に入ってからからの貸金については、貸付期間が 10 年以内で利金だけでは元金は回収できない。したがって、それ以前、つまり重定時代から長く貸付けていたと考えると理解できる。本家とは絶縁状態にあったから、当然、宗久の独自の判断で 1750 年代後半頃から米沢藩への長期貸付を開始したのだろうか。

2 「根岸の本間家」としての活動

酒田時代も、江戸・大坂で出て米相場で勝負するなどリスク・テーキングな商売を展開したようだが、58 才で隠居し江戸へ移住しても、当時としては高齢ながら、その商売姿勢は変わらず旺盛だったようだ。

1) 江戸移住後の本間宗久家の動き

『新編庄内人名辞典』(本間宗久)によれば、1774年に江戸に上った宗久は次のように成功を収めた。

「安永3年(1774)58歳のとき隠居、江戸に上って根岸に移り、江戸藩邸の御用金として2000両を庄内藩に献じ、上野寛永寺に出入りして輪王寺宮に仕える。のち罪があってこれを辞し、その後米相場や大名貸しを始めて持ちまへの才覚を発揮、巨万の産を作って根岸の本間と称された。」

これを読み解くと、以下のとおりである。

① 巨額の資産を持つての江戸移住

江戸へ移って庄内藩江戸屋敷へ2000両を献じたとあるから、巨額の資産を保有しての移住だったことが分かる。

② 上野寛永寺に出入りして輪王寺宮に仕える

輪王寺宮に仕えたのは、文面から江戸へ移住して間もない頃と思われ、寛永寺側が大名貸しなどで本間宗久の金融業務能力に期待してのことだろう。

③ 「のち罪があってこれ(輪王寺宮)を辞し」たが復縁

「のち罪があってこれを辞し」とあるが、その後復縁している。辞していた期間は短かったと思われる。

『上杉家御年譜』1791年3月に「本間小作父子(日光御門主御家司)」が登場し、「1832年金主等リスト」に「上野宮様御家司・本間相模守」がある。

『新編庄内人名辞典』(本間古作)によれば、宗久の3代後の子孫・本間光憲(本間古作)は「江戸上野輪王寺宮家の家臣」とある。以上から、辞したとしても、復縁していることが分かる。

「のち罪があってこれを辞し」たのは、憶測すれば、宗久が寛永寺金融事業に従事する中で、宗久独自の事業展開も図ったのではないか、それを寛永寺側が咎めたのではないか。これは酒田時代に本間本家・光丘との衝突からの類推である。

これも憶測だが、輪王寺宮と本間宗久の関係が切れたのは短期間だったのではないか。輪王寺宮側が、本間宗久の財務能力を必要とし、宗久側の独自

事業も許した上で復帰を求めたのではないか。

④ その後、巨万の産を作って「根岸の本間」と

「その後米相場や大名貸しを始めて持ちまへの才覚を發揮、巨万の産を作って根岸の本間と称された」とあるように、輪王寺宮家臣の立場でありながら、独自の事業展開が許され、昔から培った才能をもとに米相場にも参入し、大名貸しも展開し成功したと理解される。

米商の秘伝書「本宗莫那劍」を遺した¹³ように、現在も残る相場のテクニカル分析の基本的な考え方を遺したとされる¹⁴。

⑤ 1786年、本家との絶縁解除

『酒田市史』本間家年表に1786年7月「本間宗久の出入禁止を宥免、ついで宗久江戸より来る」とあるので、絶縁の約30年後には本家と復縁した。宗久69才の時である。

⑥ 加藤宗久と呼ばれることも

『新編庄内人名辞典』（本間宗久）によれば、「宗久の子喜内は19才のとき早世したため、妻の生家田川郡新堀村（現在の酒田市地内）加藤家より養子をむかえ跡を継がせた（抜粋）」とある。この加藤家は熊本・加藤清正の子孫とされる名門だった。この跡継ぎ・養子を酒田に残し、宗久は隠居し江戸へ上ったようだ。『酒田市史』本間家年表1789年には「加藤（本間）宗久の依頼に応じ上納金残高を負担し、下蔵全部を取得」とあり、本間宗久を養子方姓の加藤宗久とも呼んだようだ。

⑦ 1832年『三揖一覽』の上野宮様御家司・本間相模守

宗久は1803年に死去したが、米沢藩の1832年『三揖一覽』には、「上野宮様御家用・本間相模守」として本間宗久の子孫が禄を受け継いだ。本間家の家系図をたどれば、遠い祖先に「相模守」名が見つかる。それが名前の由来かもしれない。

¹³ 『新編庄内人名辞典』（本間宗久）、「本宗莫那劍」の本宗は本間宗久の略だろう

¹⁴ Wikipedia「本間宗久」

江戸時代の東叡山 寛永寺

寛永寺は、寛永2年(1625)に、徳川家康、秀忠、家光の3代にわたる将軍の帰依を受けた天海大僧正は、徳川幕府の安泰と万民の平安を祈願するため、江戸城の鬼門(東北)にあたる上野の台地に寛永寺を建立した。これは平安の昔(9世紀)、桓武天皇の帰依を受けた天台宗の宗祖伝教大師最澄上人が開いた比叡山延暦寺が、京都御所の鬼門に位置し、朝廷の安穩を祈る鎮護国家の道場であったことになったものである。

そこで山号は東の比叡山という意味で東叡山とされた。さらに寺号も延暦寺同様、創建時の元号を使用することを勅許され、寛永寺と命名された。やがて第3代以来歴代の寛永寺の山主には、皇室から迎えることになった。そして朝廷より山主に対して輪王寺宮の称号が下賜され、輪王寺宮は東叡山寛永寺のみならず、比叡山延暦寺、日光山万願寺(現 輪王寺)の山主を兼任、三山管領宮(さんざんかんりょうのみや)といわれ東叡山に在住し、文字通り仏教界に君臨して江戸市民の誇りともなった。

寛永寺の境内地は、最盛期には現在の上野公園を中心に約30万5千坪に及び、さらにその他に大名並みの約1万2千石の寺領を有した。支院も36坊を数えた。

(出所) 東叡山寛永寺HP「東叡山寛永寺の歴史」より抜粋・要約

2) 三山管領宮家臣としての本間宗久

本間宗久は、先述では「上野寛永寺に出入りして輪王寺宮に仕える」とあり、『上杉家御年譜』では「日光宮様御家臣・本間小(古)作」として登場し混乱させる。その背景を理解するため、寛永寺ホームページ「東叡山寛永寺の歴史」を抜粋・要約して上掲コラムに示す。

これによれば、東叡山寛永寺の山主は、皇室から迎え、比叡山延暦寺、日光山万願寺(現 輪王寺)の山主も兼ねる三山管領宮で、正式には輪王寺宮、他に上野宮、日光宮とも呼ばれ、上野・東叡山に在住した。

寛永寺は、増上寺と並ぶ江戸における徳川家の菩提寺であり、増上寺同様に大名貸しなど名目金貸付による収益を財源としていたのだろう。

3) 「根岸の本間家」と米沢藩

本項では、本間宗久が江戸へ移った1774年以降の米沢藩との関係を追う。

(1) 江戸移住直後

1775年減債

1775年に米沢藩は、金主に対する減債(借金軽減)要請の一環で、本間宗

久へも 8000 両の減債を要求し、実現したであろうことは先に示した。

寛永寺よりの米沢藩の借金

米沢藩が寛永寺よりいつから借金していたかを示す史実は見当たらない。鷹山改革第 3 期入りの 1791 年以降からの史実から、それ以前から借金していたことは分かる（後述）。

宗久が江戸へ移り寛永寺に仕えた 1774 年以降と考えるより、増上寺の高利借金に頼るようになった頃、1750 年代後半以降（重定時代）と考えるのが、本論での展開から納得性が高い。1832 年に「上野宮様御家司・本間相模守」に 100 石を与えていた、一方の増上寺は本院が 200 俵（禄 200 石相当）だったことから、相当な借金額だったと想定できる。

1775 年の減債要請に対し、米沢藩は三谷家より低利（5%）1 万 1 千両を新借し、そのうちの 6 千両を増上寺よりの高利借金 1 万 9800 両の返済にあてた。残る 1 万 3800 両のうち 3800 両捨て金（借金放棄）、1 万両は無利息・20 年賦となった（本論 p. 113）。

三谷家よりの新借の残り 5 千両も、高利借金の返済にあてられた。寛永寺からの借金もその対象だったのではないか。増上寺同様とすれば、捨て金や無利息・永年賦化にも応じたと思われる。

この時（1775 年）に、本間宗久が上野宮（寛永寺）に仕えていたなら、自らの貸金 8000 両の他、寛永寺貸金の減債に関わっていたことになる。

鷹山改革第 2 期に入り、1783 年天明の飢饉以降、米沢藩は再び増上寺より 4350 両の新借をしている（本論 p. 139）ので、寛永寺も新借に応じた可能性はある。本間宗久家として借金に応じた可能性もある。

（2）改革第 2 期以降の動き

改革第 2 期の 1786 年に米沢藩は、再び金主に対し減債（低利化、永年賦化）を要請した。応じた増上寺に対し、1775 年には与えなかった禄を与えている。本院に対して「1832 年金主等リスト」に示される 200 俵（禄換算 200 石）だろう。

寛永寺も、さらに江戸・本間家も同様の対応をしたと想定される。その結果、「1832年金主等リスト」に示される「上野宮様御家司・本間相模守 100 石」が与えられたと思われる。つまり、禄 100 石は、100%寛永寺に対してではなく、酒田時代の借金減債も含む宗久に対する謝礼も含むと思われる。

以上 1786 年までの動きを類推も含め示したが、以降の動きを史資料に沿って順に示す。

① 『上杉家御年譜（治広公）』1789 年 4 月 1 日

酒田御穀宿加藤小作召出され御意成し下され綿 3 把これを賜う 随って三谷三九郎召出され御懇ろの御意をもって時服 2 を賜わる

前述のように、本間宗久が妻の生家・加藤家（加藤清正の家系とされる）より養子を迎えたことから、この『御年譜』の「酒田御穀宿加藤小作」は本間宗久ないし養子を指すのだろう。藩主・治広と面会している。その後三谷家当主も面会している。治広が借金面での協力への謝意を表したものと思われる

② 『上杉家御年譜（治広公）』1791 年 3 月晦日

本間小作父子（日光御門主御家司）召出され御料理賜う 三谷三九郎並に手代 2 名右同断、三九郎へ時服 2 を賜う

この年 1 月より改革第 3 期に入り、藩主・治広が米沢帰国を控えた時期だが、本間小作父子が召出されている。同日、三谷家当主・手代 2 名も同様である。新たな改革に入った米沢藩への協力を求めたものだろう。「根岸の本間家」は三谷家と同等の扱いを受けている。米沢藩には江戸の本間家へ、増上寺とは違う、寛永寺の代理人以上の期待があったのだろう。

③ 『上杉家御年譜（治広公）』1793 年 4 月 18 日

日光宮様御家臣本間古作召出され懇篤の御意あり、御料理並に綿 3 把を遣わさる 続いて三谷三九郎召出され右同断、御紋服成下さる

1793 年は、補論 3 でも示すように、米沢藩が金主に対して、金策や金利低減に向け積極化する年だが、米沢へ帰国前の治広が、本間小（古）作と三谷家に対し、低利化要請の予告をしたものと思われる。その後、治広は米沢へ帰国している。

『御年譜』によれば、その後、5 月 9 日に奉行竹俣厚綱、大目付丸山尉明、

儒者神保綱忠が、三谷家へのおそらく新借3万両の8%への利下げ要請のため江戸へ出張を命じられ、7月17日に3名は帰着している。交渉は成功し、7月23日には3名に賜りものがあった。この出張では、寛永寺つまり本間宗久や増上寺への借金減債要請も目的であったことが次から分かる。

④ 『上杉家御年譜（治広公）』1793年9月26日

（江戸において）追年御勝手向御難洪の続き、先だって竹俣厚綱ら参府、三谷三九郎へ御借財のこと重き御頼み仰せ入れらるの所、異議なくお受けいたし候趣。厚綱帰省の上委曲言上に付、御喜悅思召され右御謝答として三九郎へ御脇差1腰、御上下2具、同姓善次郎・三次郎へ綿10把ずつ、並びに手代6人へ銀子、随って各へ料料理賜う。
同28日右同断に付、本間古作（日光宮様御家司）へ御上下地1反、綿10把（略）遣わさる」

竹俣厚綱らを江戸へ送り、三谷家に対し借金についての重き頼み（新借3万両の8%への利下げ）に対し、先般承知してくれたので、9月26日に江戸で三谷家当主・善次郎・三次郎並びに手代6人へ賜りものと料理賜う。

28日には、本間小（古）作も同様の理由で、賜りものがあった。また、上記に示さなかったが、同日に増上寺・役僧秦芳も同様な待遇を受けている。寛永寺、増上寺に対する具体的な要請内容は不明である。

⑤ 荏戸善政あて鷹山直書 1793年9月25日

酒田の本間、江戸の三谷・本間、越後の三輪・渡辺 背けたる面々も皆立帰り

この直書（直筆）は次・補論3で詳しく採上げるが、1793年になって多くの金主が米沢藩へ立帰って喜ぶくんだり（④の江戸で三谷らを召出す前日）だが、この中で鷹山は「江戸の本間」の復帰を喜んでいる。このことは、鷹山、つまり米沢藩は、江戸の本間家を寛永寺としてではなく見ていたことがうかがえる。また、他の主要金主と同格に扱っていることが分かる。

⑥ 本間家史料『大帳類聚抄』1793年12月

2500両、島屋佐次右衛門殿、上杉様御要金御借上金、江戸屋敷へ上納。うち500両根岸渡し

酒田・本間家の米沢藩への初めての長期貸付・参勤交代費用2500両を江戸は送金した記録である。この「500両根岸渡し」の根岸は「根岸の本間家」を指すのではないか。1786年には本家と復縁していたので、この時本間宗久は

酒田・本間本家と商売上も連携していたと想定される。

⑦ 『上杉家御年譜（治広公）』 1796年 12月 2日

本間古作（日光御門主様御家士）男主膳・伊織・栄蔵 3人召出され御意成し下さる 了て御料理並びに賜物あり

79才となっていた宗久は出席せず、「男」3人が藩主・治広に面会している。

⑧ 本間宗久 1803年 8月 30日没、87才

⑨ 1832年『三揖一覽』（1832年金主等リスト）

江戸上野宮様（寛永寺）御家司 本間相模守 100石

本間宗久没後も禄 100石が支給されていた。

以上、江戸（根岸）・本間家と米沢藩との関係・接触を示したが、その間の借金額などの史資料は全く見当たらない。したがって、米沢藩が江戸・本間家に与えていた禄 100石は、①債権放棄に応じた金主・寛永寺に対するもの、②酒田時代の債権を放棄した江戸・本間家に対するもの、③江戸移住後の債権を放棄した江戸・本間家に対するものから成ろうが、その程度は分からない。

補論 3

鷹山の莅戸善政への 1793 年直書

米沢古文書研究会より、1793 年に上杉鷹山が莅戸善政へあてた直書¹⁵の解読文をいただいた。杉原謙『莅戸太華翁』冒頭に掲載されている真筆写真の解読である。杉原はこの真筆を冒頭にもって来たことを同書で次のように書いて、本直書の重要さを示している。

「鷹山公の真蹟は寛永 5 (1793) 年 9 月 25 日翁 (莅戸善政) に賜うところにして、その文意の懇篤深厚なる実に感激に堪えざるものあり。故に写真石板に縮刻して挿冠す。」

ここでこの直書が真筆であることを強調する理由は後に示す。

この直書の中で、鷹山は、第 3 期改革に入って 3 年目に多くの金主が立ち帰ってくれたことを喜び、病気の善政をねぎらっている。本論執筆の際は、横山昭男『上杉鷹山』p. 209 に示される一部のみを参照したが、この解読で全容が分かり、当時の金主との関係の理解が深まり、鷹山の当時の思いが分かる。

この直書は、第 3 期鷹山改革 3 年目の 1793 年 9 月 25 日に書かれたものだが、改めて金主に関わる出来事を振り返ると、この年は重要な転機であったことが再確認される。

この補論 3 では、第 3 期に入った 1791 年から直書の書かれた 93 年までの金主の復帰の過程を振り返った上で、直書の内容を解釈する。

1 鷹山改革第 3 期初期 (1791～93 年) の金主たち

鷹山改革第 3 期は 1791 年 1 月からだが、1793 年 9 月直書で鷹山が「金主皆

¹⁵ じきしょ。自ら直接書くこと。自筆

が立ち帰る」とした 1793 年 9 月まで 3 年近くを要した。その間の金主間の動きをたどっておく。

1) 『鷹山公偉蹟禄』に見る金主復帰の動き

本論 p. 162 にも示したが、甘粕『鷹山公偉蹟禄』「金主への御信義の事」(p. 244) では、次のように主要金主が短期間に復帰したかのように記している(本論より再掲)。

鷹山は、大名たるもの農商等に信義を失っては教え率いることはできない、十分にこそならずとも相当の元利を、何を止めても必ず約束どおり支払わなければならないとした。

荳戸善政はそれに深く同意し、これを基本に、越後の渡辺・三輪、酒田の本間等に直参し、このたびの改革基本計画を示し、両公(鷹山、治広)の覚悟や諸臣の忠誠ぶりを述べ、これまでの借金返済申合わせはまっとうし、かつ新たな四民御手当のための借受けは必ず返済することなどと頼んだ。

どの金主も御仁誠の有難きおぼしめに感激し、思いの外に承諾した。なかんずく本間は、これまでの貸金(3500 両)の利息 8%のうち 4%分は差上げるので、何か撫育の一助にと、かつ力の及ぶだけのご用立てするので、他の金主が不承知などは心痛無用と、誠に頼もしい厚意を示した。いわゆる 勸農金の始まりとはこれである。

また竹俣兵庫・丸山平六等を江戸にのぼらせ、三谷・小川・野挽等へ誠信をもって頼み、結局これまた以前のようにご用を承わると応じた。以上によって案外容易に資金調達が思いのままに行なえることになった。

改革基本方針を示し、鷹山の意を受け、これまで及び今後の借金は必ず返済するとのした上での荳戸善政の要請に応じて、「案外容易に」多くの金主が、特に酒田・本間家は、力の限り用立てするとして、復帰したとある。

しかし、実際はそうなるまでに 3 年近くを要した。以下に見るように、金

主は、菟戸善政の第3期改革を当初は様子見で、2年目の1792年までは大きな動きはなく、善政ら米沢藩の本気な対応ぶりを見て、1793年から金主たちは米沢藩の支援を積極化したと思える。

2) 初年1791年の動き

まず、第3期改革初年の金主の動きを見る。1月末、菟戸善政が中老となり第3期改革がスタートした。善政は奉行らと改革計画作りに着手した。

(1) 3月、菟戸善政、酒田へ？

『鶴城叢談』¹⁶の「菟戸善政」の項に、「1791年3月に酒田・本間家へ直参し、本間家は、勸農金の元にと金利8%のうち4%を差上げ、御用立てにはいつでも応じるとこたえた」とある。

これは、上に示した『鷹山公偉蹟録』中の本間家の対応と合致する。この記事を主な根拠に、『鷹山公偉蹟録』は「案外容易に」に金主が復帰したとしたのではないかと思われる。

しかし、これは間違いある。本論では、横山昭男『上杉鷹山』p.208から、この借金や申し出があったのは3年後の1793年とした。後述『鷹山公世紀』「酒田本間家へ金融を依頼す」からもやはり1793年と判断される。

さらに、第3期改革後、藩主・治広が米沢へ帰るのは1791年4月下旬であり、それまで菟戸善政は計画「16年の取組」作りに没頭中であり、5～10日は要するだろう酒田往復は考えにくい。前述、本間家年表にもそのような記載はない。

(2) 三輪家、勸農金融資

三輪家が、改革第3期で最初に借金に応じた金主と思われる。勸農金融資で、2000両金利8%、4年賦である（本論p.168、p.292）。

¹⁶ 『山形県史 資料篇第3』p.697～

(3) 9月、荻戸善政、越後・渡辺家訪問

荻戸善政は、第3期改革が計画から実行段階に入った頃、9月に越後の渡辺家を訪問し、誠意を示した上で今後の協力を要請した。渡辺家は3000両を差し上げることで応えた。この3000両は、第2期末頃から渡辺家が準備していたものだった（本論 p. 282）。

3) 2年目 1792年

第3期改革の2年目は、金主の目立った動きはない。『上杉家御年譜（治広公）』には、1792年5月「三谷三九郎召出され、懇厚の御意」とあるだけである。

4) 3年目 1793年

3年目に、以下に示す荻戸善政の金主へのいくつかの働きかけが実現し、鷹山1793年直書が示すように「主要金主が立ち帰る」ことになる。

(1) 借金低利化工作

荻戸善政は借金の低金利化を熱心にすすめた。そして、1793年には、三谷家よりの新借（本論で第2期末と推察）3万両の金利8%への利下げと15年賦への永年化に成功した。三谷家以外の江戸の金主に対しても同様だったと思われる。その動きは、『上杉家御年譜（治広公）』より以下である。

3月末、米沢帰国前の治広は、本間小作父子及び三谷三九郎・手代2名を召出している。低利化願いを予告したのではないだろうか。

5月9日、奉行竹俣厚綱、大目付丸山尉明、儒者神保綱忠、御勝手御用に付、三谷三九郎へ対談のため江戸出張が命じられた。上記の、三谷家などへの利下げ交渉だったろう。

7月17日3名は帰着した。23日に3人は目的達成で表彰された。

そして9月26日（鷹山直書の翌日）江戸で、以下があった。

追年御勝手向御難渋の続き、先だつて竹俣厚綱ら参府、三谷三九郎へ御借財のこと重き御頼み仰せ入れらる所、異議なくお受けいたし候趣。厚綱帰省の上委曲言上に付、御喜悅思召され右御謝答として三九郎へ御脇差1腰、御上下2具、善次郎、三次郎へ綿10把ずつ、並びに手代6人へ銀子、随つて各々料料理賜う。

同28日右同断に付、本間古作（日光宮様御家司）へ御上下地1反綿10把 僧秦芳（増上寺役僧）及び福田屋太郎兵衛へ綿10把ずつ遣わさる

先だつての竹俣厚綱らが江戸へ上つての借金に関する重き頼み（新借3万両の8%への利下げ、永年化）に対し、三谷家が異議なく受諾したので、三谷三九郎・善次郎・三次郎及び手代6人に返礼した。三谷家から3名、手代6名は異例に多いから、米沢藩の感謝の意の大きさが分かる。

28日には、同断（同様の理由）で本間古作（日光宮様御家司）、僧秦芳（増上寺役僧）のも返礼しているから、竹俣厚綱らの頼みは寛永寺（江戸・本間家に対するものも含む）、増上寺に対してもなされ彼らも受け入れたことを分かる。

（2）本間家への金融依頼と渡辺家の支援

藩主・治広が米沢にいた1793年8月24日、本間家当主光丘の叔父・本間信四郎と尾関又兵衛らが米沢を訪れ、治広に面会している。おそらく。尾関を介して本間家へ荏戸善政が要請した結果だろう。

本間家の米沢訪問と金融依頼

『上杉家御年譜』には以下のようにある。

1793年8月24日

（治広公御年賦）酒田の銀主本間信四郎並に同所御穀宿尾関又兵衛、鏝屋総右衛門、西野長兵衛この度当地へ参着に付 表御座の間に召し出され 各進献物差あり 御徒番所にて料理

9月3日

(鷹山公御年賦) 庄内酒田の銀主本間庄五郎名代・本間庄五郎、同所御穀宿尾関又兵衛、鏡屋総右衛門、西野長兵衛参着。種々献上 御目見え御意料理 賜物

9月4日

(治広公御年賦) 竹俣厚綱宅に於いて、本間信四郎に時服2、白鞆脇差1、中央1、綿30把、雁2羽、尾関又兵衛へ七宝菓子盆3、銀10枚、綿10把、雁1把、鏡屋惣右衛門、西野長兵衛兩人へ銀10枚、綿10把、雁1羽を賜い御意の趣、厚綱これを演達す

本間信四郎・尾関又兵衛ら4名は、酒田より来て8月24日には藩主・治広と会い、帰る頃9月3日には鷹山と会い、家老・竹俣厚綱より歓待を受けている。本間家側は10日程度米沢に滞在した。

その間の荏戸善政と本間家との交渉を、池田『鷹山公世紀』には「酒田本間家へ金融を依頼す」として、次のように記している（意訳）。

荏戸善政自ら、政事の更革、四民恵恤の目的、負債整理・備え金積立等の方法を縷々述べ、この上国政に一瞥を添え御参府金2500両10年間借上げ年利8%と定めその内4%を四民撫育の積立金に差上げんことを懇篤頼談すると、信四郎等は恵政に感激して粗承諾を与え、なお還りて協議を盡し確答に及ぶべきことを陳述した。信四郎等に御品物を賜う。

善政は、藩政改革を詳しく説明し、参府金（参勤交代費）2500両を紀元10年、金利8%（うち4%差上げ）を頼んだが、本間家側は融資にはほぼ応じるが利払い条件などについては、持ち帰って確答するとして帰酒（田）した。

渡辺家の支援約束

荏戸善政は越後・渡辺家へも働きかけた。上の『鷹山公世紀』は、次のように続く。

次いで越後の金主・両渡辺を招致し本間信四郎等への依頼の事を告げ、もし信四郎等の承諾が十分でない時は恵政の目的が達成できないので、その不足を補填してほしいと頼んだところ、渡辺は大いに感激し、もし酒田・本間が不調ならばご一報を待って尽力すると快く依頼を引き受けた。

信四郎ら帰酒の後、2500両を信四郎一手で用立てし、年利8%のうち4%を献金することも承諾した。

本間家が当綱の融資条件を満たさない時は、渡辺家が不足分を補填する約束が本間信四郎らの帰酒後に交わされたが、結局、本間家側がすべての条件をのんだので、不要となった。渡辺家が勸農金融資を活発化するのは翌年からである。

以下の『上杉家御年譜』記事より、渡辺家が少なくとも9月19～22日の間米沢を訪れ、治広・鷹山に召出されていることが分かる。

9月19日

(治広公御年譜) 越後関渡辺儀右衛門父子、先だつて参着の続き、召出され、懇篤の御意を賜う。兩人より種々献上追つて黒羽二重御紋服2つずつ賜う

9月22日

(鷹山公御年譜) 越後関渡辺利助・同儀右衛門 先達て参上数品献上の処 今日召出され御意成し下され 料理 賜り差あり

なお、次に示す鷹山直書内容から推察すると、本間家からの返答は、上記の借金条件の全面了承に加えて、以後の借金要請には可能な限り応ずるといふものだっただろう。帰酒した叔父・信四郎の報告を聞いた当主・本間光丘が英断した結果だろう。

以上のように、1793年9月が、酒田・本間家が2500両の長期貸付を10年据置き低利8%（金利4%分献上）で引受け、さらに今後の全面支援を表明した時と思われる。そして渡辺家が、本間家が借金条件をのまない場合は引き受けると約束した時だった。

そして翌1794年7月に荏戸善政は酒田・本間家を訪問することになる。

『鷹山公世紀』の上述「酒田本間家へ金融を依頼す」の後に「菟戸善政病臥に金融に関する公（鷹山）の直書」の項が来る。その冒頭は次である。

9月25日、菟戸善政病に臥し、酒田及び越後の諸金主へ談判の結果を以て上陳にしたところ、公（鷹山）喜悅のあまり御直書を賜う。

まさに、直書が書かれた9月25日は、本間家が全面支援を表明した時で、米沢藩の金融の途が大きく開けた時だったろう。そして、江戸では、翌26日には新借3万両の8%への低利化、永年化に応じた三谷家へ、28日には同様の主旨で、寛永寺（根岸の本間家）、増上寺への返礼が控えていた。

2 鷹山 1793 年直書から分かること

直書が書かれたのは1793年9月25日の夜である。この日は、『上杉家御年譜（鷹山公）』に「龍光院殿7回忌御法要に付 林泉寺に御参詣」とあるように、鷹山の父・秋月種美の7回忌法要の日だった。その夜、病氣中だった菟戸善政へ筆をとった。

善政には持病があったが、その時はその持病だったかもしれない。善政の持病は、頭痛である。菟戸善政が鷹山の言動を記録した『翹楚篇（ぎょうそへん）』の中で、「私善政は生来壮健の生れながら、頭痛に悩むことこの上ない」¹⁷と記している。

1) 鷹山直書の概要

米沢古文書研究会・高橋敬一会長より、鷹山直書を現代文に要約していただいた。それをベースに内容を解釈してみる。なお、以下に示す現代文はさらに筆者が意識・要約したものである。

直書は、長文で次の順から成る。

17 岡崎勝利・平賀洋子『側近が見た上杉鷹山の素顔～「翹楚篇」を読む』（米沢古文書研究双書）p.116

- ① 当日の林泉寺参詣など行事について
- ② 季節の変わり目での善政の病気への気遣い
- ③ 酒田の本間・尾関が墨跡を所望していることについて
- ④ 越後・渡辺家と酒田・本間家からの貸付協力について
- ⑤ 主要な金主の復帰を喜ぶ
- ⑥ 善政の努力への感謝と激励

以下では、③、④、⑤、⑥部分について詳しく見てみよう。

2) 酒田・本間、尾関の墨跡所望への承諾理由

酒田・本間家が長期貸付に応じる返答した際に、本間信四郎と穀宿尾関又兵衛が鷹山の墨跡を所望したのだろう。そのことへの承諾とその理由を、大よそ以下のように記している。

本間・尾関が望む墨跡は、家国のために役立つなら承知。財利に走る金主へ金策のために墨跡を贈るのは恥ずかしいことだが、金主が用立てた金銀は国家社稷四民の政治に用いるもので、いわんや、金主はこのたび中老（善政）の忠誠に感服して頼みを聞き届けてくれた義を知る人、四民を思う人なので拒む筋合いはない。

『上杉家御年譜』でも鷹山が墨書を依頼されていることが時おり示されるが、金主の依頼に安易に応じたわけではなく、互いの信義を重視し、金主の米沢藩への思い（四民撫育）を重視していたことが分かる。

3) 本間家の全面支援申し出と、渡辺家の支援への思い

本間信四郎が 2500 両の低利（一部献上）貸付を酒田に戻り返答とする間、渡辺家は本間家が不承知条件については肩代わりするとした。その後、本間家は全面受諾し、その後の金融支援を約束したことについて、以下のように記されている。

このたび両渡辺（本家と分家）が来て面談し、ついで、酒田の者どもが

頼もしい挨拶にきて大いに悦び、細々と話し合った。彼らも我らの四民撫育策に深く感じ入り、内々に申し出ることには、酒田の兩人は本間だけで必ず用立てすると。一方、万一にも酒田が不調なら、その段を（渡辺に）書状で連絡あれば何とか力を尽くす旨申し出があったとのこと。最近、疎かになっている渡辺のかくまでの志の申し出は誠に嬉しく喜ばしい。両渡辺の厚志はさすが永年のつきあいからだ。酒田の兩人は、つきあいは浅いが中老（善政）の忠実に感じており、そこで永年の厚誼をどうして見捨てることができようかと両渡辺が義気を起こしてかくまでの志の申し出たこと、実に人心は善であり、誠に人を感じさせることをすばらしいこと、家国の大幸このうえなく、喜ばしい事だ。

鷹山は、本間家と渡辺家が以上のように応えたのは、莅戸善政の忠実のお陰としている。

4) 主要金主の復帰に安堵

続いて、主要金主が立ち帰ったことを喜んでいる。

知らせのように、酒田の本間、江戸の三谷・本間、越後の三輪・渡辺とつきあいのなくなった面々もみな立ち帰り、かくまでの志になったからには、家国は泰山の安きに相違なく思われる。

この中に、本論で4大金主とした江戸・三谷家、越後・渡辺家、酒田・本間家以外に「江戸・本間家」とあるのは、発見である。

池田『鷹山公世紀』にもこの鷹山直書の解説文が掲載されている（p. 506 より）が、この中に「江戸・本間家」はない。これを引用したと思われる横山『上杉鷹山』（p. 209）にもない。本補論の冒頭で示したように、本項での引用は真筆・直書である。鷹山研究の基本書『鷹山公世紀』から抜けたことで、「江戸・本間家」が歴史上埋没したのだろう。

江戸・本間家は、日光宮ないし上野宮（寛永寺）の家司だが、米沢藩にとっては酒田時代からの本間宗久家としての扱いだっことは補論2で示

した。

5) 荏戸善政の功を大としさらなる壮健での貢献を期待

最後は、善政の功績、今度の活躍、長寿などを述べている。

この上なお大事に力をつくし、ぜひ大業成功すべく、決して病気を心配せず、勇々喜ばれたい。このように離れた諸金主にまた信服の情が起きたのは、実に中老（善政）の忠実至誠を感じたからであり、中老（善政）の身柄は大事であり、自分だけのものでなく、国のためである、自重されたい。天が米沢を捨てなければ中老（善政）の寿は無疆であり、天が米沢を捨てる日にはどうすべきや。しかし、家国の大幸がおいおい見えてきており、天は米沢を捨てないことは疑いなく、中老（善政）の無疆の寿も疑いない。今日は、実父の7回忌、あつという間に7年であり、なにかれと追慕している。家国泰山の安きに至り、喜ばしいことを聞き、今日の霊が我に告知したのかと感泣しありがたく思う。今日中にこのあいさつを遣わしたく染筆した。不悉

9月25日

なお、ただいま江戸より便あり。まだ書翰の中は見っていないが、上書を見たら善政の直書なので、しからば、全快と悦んでいる、安慮されたい。
以上

最後でも鷹山は、離れた金主が戻ったのは荏戸善政の忠実至誠を感じたからとし、国のためにも善政の長寿とさらなる貢献を望み、そして、金主が立ち帰り「家国泰山の安きに至」ったことを喜んでいる。

そして直書をしたための後に善政直書の便を受取り、鷹山は善政回復に安堵している。

本論の正誤表

数値や固有名詞などの本論正誤表を以下に示す。

なお、上杉重定を重宗と誤記した箇所が多くある。また「1832 年金主リスト」は「1832 年金主等リスト」とすべきだった。

ページ・行	正	誤
p. vi 6 行目	1976 年	1971 年
p. vii 6 行目	上杉鷹山のすべて	米沢鷹山のすべて
p. xi 5 行目他多数	「1832 年 75 人金主等リスト」	「1832 年 75 人金主リスト」
p. 29 下より 3 行目	蝦夷地	蝦地
p. 42 下より 12 行目	1601～45 年	1602～45 年
p. 43 11 行目	1601 年	1701 年
p. 57 下より 5 行目	207 万石	207 万国
p. 63 12 行目	藩実収入	藩収入
p. 64 11 行目など多数	上杉重定	上杉重宗
p. 68 4 行目	本間光丘	本間丘光
p. 73 下より 3 行目	藩全体の借金残高	金主別の借金残高
p. 96 6 行目	領外金主	両外金主
p. 109 下より 5 行目	12 月 24 日	12 月 9 日
p. 118 9 行目	1 万 5587 両大幅に	1 万 5587 両へと大幅に
p. 119 下より 5 行目	1 万 7167 両	1 万 6767 両
p. 119 下より 4 行目	6 千両強 (2 万 3613 両－1 万 7167 両)	8 千両程度 (2 万 3613 両－1 万 5567 両)
同上	第 1 期には全額の減債	全額の減債
p. 153 下より 8 行目	(まさもち)	(もちまさ)
p. 153 下より 5 行目	荏戸善政の第 1 期改革	荏戸善政の前の第 1 期改革
p. 163 9 行目	1793 年に長期貸付に	1793 年に貸付に
p. 222 下より 4 行目	1787 年	1777 年
p. 264 下より 10 行目	喜左衛門	孫左衛門
p. 264 下より 11 行目	高利借金返済に	高利借金に
p. 292 下より 12 行目	低利 8 % での 2000 両	低利 8 % での 3000 両
p. 292 下より 14 行目	参府金 3500 両	参府金 2500 両
p. 311 下より 1 行目	『白い国の詩』(2004 年 12 月号)	『白い国の詩』(XX)

(補論) 上杉鷹山の藩政改革と金主たち

～米沢藩の借金・再生史

2021年10月30日 発行

著者・発行者 加藤 国雄

印刷所 キンコーズ
